



平成 26 年 2 月 21 日  
内閣府（防災担当）

## 2月14日からの大雪にかかる 災害救助法の適用について 【第7報】

### 1. 災害の概要

2月14日からの大雪に係る被害により、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【長野県】</b> 茅野市 (ちのし) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよたまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
<b>【群馬県】</b> 安中市 (あんなかし)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
藤岡市 (ふじおかし) 多野郡上野村 (たのぐんうえのむら) 多野郡神流町 (たのぐんかんなまち) 甘楽郡下仁田町 (かんらぐんしもにたまち) 甘楽郡南牧村 (かんらぐんなんもくむら) 吾妻郡高山村 (あがつまぐんたかやまむら) 吾妻郡東吾妻町 (あがつまぐんひがしあがつままち)	2月17日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
沼田市 (ぬまたし)	2月18日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【山梨県】</b> 甲府市 (こうふし) 富士吉田市 (ふじよしだし) 都留市 (つるし) 大月市 (おおつきし) 韮崎市 (にらさきし) 笛吹市 (ふえふきし) 上野原市 (うえのはらし) 西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐんいちかわみさとちょう) 南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう) 南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみのぶちょう) 南都留郡忍野村 (みなみつるぐんおしのむら) 南都留郡山中湖村 (みなみつるぐんやまなかこむら) 南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんなるさわむら) 南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち) 北都留郡小菅村 (きたつるぐんこすげむら) 北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたばやまむら)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
北杜市 (ほくとし) 甲州市 (こうしゅうし) 南都留郡西桂町 (みなみつるぐんにしかつらちょう)	2月18日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用
※南アルプス市 (みなみあるぷすし) ※南都留郡道志村 (みなみつるぐんどうしむら)	2月21日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【埼玉県】</b> 秩父市 (ちちぶし) 飯能市 (はんのうし) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのみち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながとろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのみち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち)	2月17日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

(注) ※は今回追加適用分

## 2 これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 喜田川、寺島、大橋 TEL 03-5253-2111（内線51812） 03-3501-5191（直通）
--